

第21号議案

中間市中央公民館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市中央公民館条例の一部を改正する条例

中間市中央公民館条例（令和5年中間市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「中間市蓮花寺三丁目1番6号」を「中間市蓮花寺三丁目7番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市中央公民館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(位置及び区域)</p> <p>第3条 公民館の位置は、中間市蓮花寺三丁目7番1号とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(位置及び区域)</p> <p>第3条 公民館の位置は、中間市蓮花寺三丁目1番6号とする。</p> <p>2 (略)</p>